

# 「令和6年度電波の利用状況調査」の概要①

## 1. 調査対象

- 714MHz以下の周波数を利用する無線局（航空・船舶・防災・簡易無線、アマチュア、地上放送 等）
- 公共業務用無線局（国の機関が免許人の各種自営無線、レーダー 等）  
（注）携帯無線通信・全国BWAは別途毎年度調査

## 2. 調査対象無線局

令和6年4月1日現在において開設している無線局

（参考）R4年度調査（714MHz以下） 無線局数：約403.1万局、免許人数：約147.5万者

## 3. 調査方法

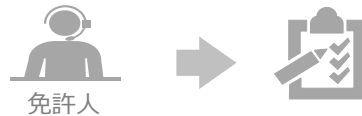
### PARTNER調査



調査事項：無線局数、免許人数、電波の型式等

対象：714MHz以下の全ての電波利用システム  
公共業務用無線局31システム

### 調査票調査

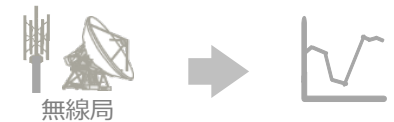


調査事項：年間の運用時間・運用区域、移行・代替予定、運用管理取組状況等

対象：**通常調査対象システム(システム単位)**  
**重点調査対象システム(無線局単位)**  
**公共業務用無線局31システム(システム単位)**

※免許不要局は登録証明機関等に出荷台数等の調査を実施

### 電波の発射状況調査



調査事項：実運用時間、運用エリア等

対象：主に**重点調査対象システム**

### ✓ 通常・重点調査対象システム

○周波数の使用期限があるもの、周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電波利用システムを調査票調査の対象システムに選定

○そのうち、新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用するもの、移行状況を把握する必要があるもの等について、重点調査対象システムに選定

※通常調査対象システム：重点調査以外の調査票調査対象システムとする

### 重点調査対象：重点調査告示（※）に合致するもの

（※）次の1～4のいずれかの電波利用システムが使用する周波数帯であって、過去の調査・評価結果等を考慮し、特に必要と認められるもの

- 周波数割当計画において使用期限等の条件が定められている電波利用システム
- 周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電波利用システム
- 新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用する電波利用システム
- 周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を考慮し周波数の再編に関する検討が必要な電波利用システム

### ✓ 公共業務用無線局対象システム

○省令※1第3条第2項に基づき、総務大臣が指定した無線局※2

①他用途での需要（携帯電話、無線LAN等）が顕在化している周波数を使用するシステム

②アナログ方式を用いるシステム

※1 電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成14年総務省令第110号）

※2 デジタル変革時代の電波政策懇談会の議論において、需要が顕在化している他用途との周波数共用や、デジタル方式等の導入の進捗状況等について、当面の間は毎年フォローアップすることとされた31システムの無線局

## 4. 調査結果の作成

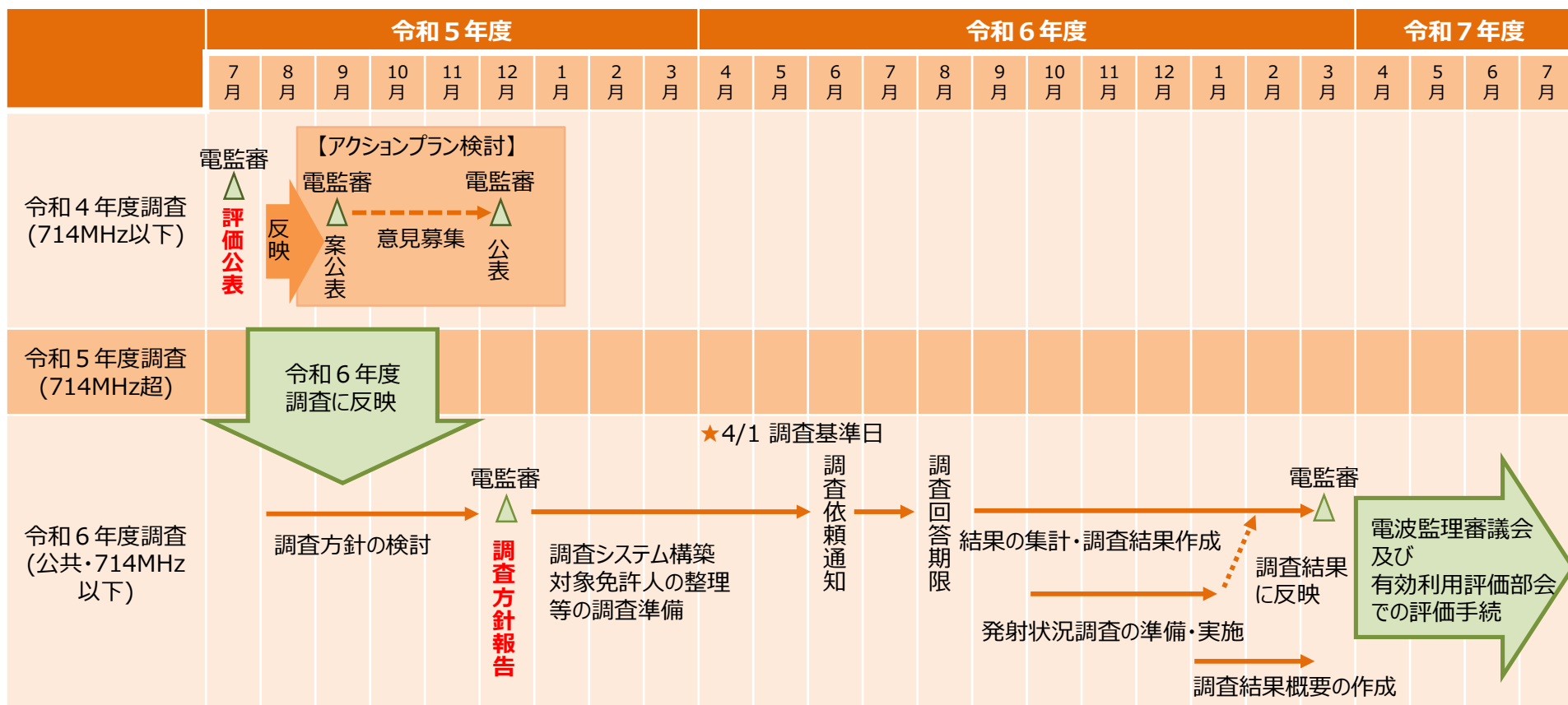
### ✓ 通常・重点調査対象システム

- 調査対象の電波利用システムについて、**総合通信局の管轄区域ごと**、また、周波数の特性や電波利用形態等を勘案し適切な**周波数帯等ごと**に取りまとめた**調査結果及び調査結果概要**を作成

### ✓ 公共業務用無線局対象システム

- 調査対象の電波利用システムについて、分類・システムの類似性を考慮したグループ※単位で取りまとめた調査結果及び調査結果概要を作成
- ※ グループ1：他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム      グループ2：アナログ方式を用いるシステムのうち主に音声通信を行うもの  
 グループ3：アナログ方式を用いるシステムのうち主にデータ通信を行うもの      グループ4：その他

## 5. スケジュール



有効利用評価方針の評価の事項	PARTNER調査	調査票調査	発射状況調査	備考
① 無線局の数	○			※1
② 無線局の行う無線通信の通信量		○	○	※1
③ 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入状況		○		※1
④ 免許人の数	○			※2
⑤ 無線局の目的及び用途	○			※2
⑥ 無線設備の使用技術	○	(○)		※2
⑦ 無線局の具体的な使用実態		○	○	※2
⑧ 他の電気通信手段への代替可能性		○		※2
⑨ 電波を有効利用するための計画		○		※2
⑩ 使用周波数の移行計画		○		※2

※1 電波法第26条の3第1項第1号から第3号までにおいて規定

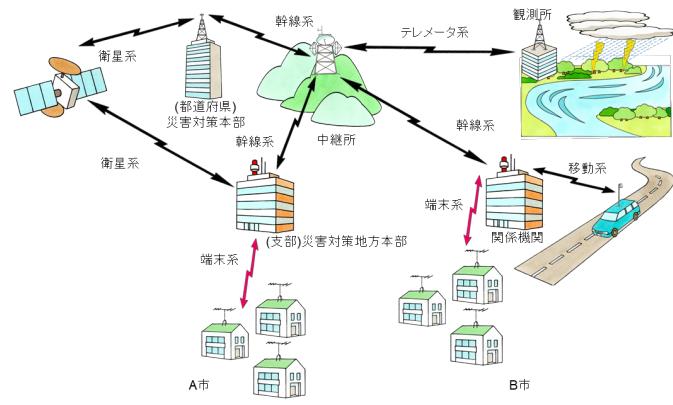
※2 電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令第5条第1項第2号二から又までにおいて規定

電波利用システム		周波数再編アクションプラン (令和5年度版) における取組の記載	免許人数 /無線局数 (令和5年4月時点)
移行元	都道府県防災行政無線(150MHz帯)(固定局)(公共用[国以外])	・都道府県防災行政無線(150MHz帯)(400MHz帯)については、令和6年度の調査において免許人の周波数移行の方向性を適切に把握したうえで、機器の更新時期に合わせてデジタル方式(260MHz帯)を含め、適切なシステムへの移行を推進する。 ・また、自治体の意向を踏まえつつ、公共安全モバイルシステムの活用についても検討する。	2/6
	都道府県防災行政無線(150MHz帯)(基地局・携帯基地局)(公共用[国以外])		17/159
	都道府県防災行政無線(150MHz帯)(陸上移動局・携帯局)(公共用[国以外])		21/1500
	都道府県防災行政無線(400MHz帯)(固定局)(公共用[国以外])		14/61
	都道府県防災行政無線(400MHz帯)(基地局・携帯基地局)(公共用[国以外])		2/35
	都道府県防災行政無線(400MHz帯)(陸上移動局・携帯局)(公共用[国以外])		2/180
移行先	都道府県防災行政デジタル無線(260MHz帯)(固定局)※1		6/159
	都道府県防災行政デジタル無線(260MHz帯)(基地局・携帯基地局)※1		29/384
	都道府県防災行政デジタル無線(260MHz帯)(陸上移動局・携帯局)※1		29/6098

## 【重点調査対象システムに選定する理由】

都道府県防災行政無線については、令和4年度電波の有効利用の程度の評価において課題※2が示されたことから、**移行先のデジタル方式(260MHz帯)及び移行元のアナログ方式の両方の電波利用システムの特徴や現状等を詳細に把握する必要**がある。このためこれらのシステムを重点調査対象として選定することにより、無線局単位※3で、年間の運用時間・運用区域、移行・代替予定状況、運用管理取組状況等を詳細に把握するとともに、**発射状況調査によって電波の到達距離やカバーエリアなどを測定等**し、それぞれの電波利用システムの運用面や機能面、性能面での差異を把握し、都道府県防災行政無線(150MHz帯及び400MHz帯)の移行先についての検証のための情報を得ることとしたい。

- ※1 令和4年度調査「県防災行政デジタル無線(260MHz帯)」から名称変更
- ※2 【令和4年度電波の有効利用の程度の評価：調査に関する課題】  
「アナログ方式のシステムである**都道府県防災行政無線(150MHz帯及び400MHz帯)**については、**周波数再編アクションプランにおいて260MHz帯への移行及びデジタル化が示されているもの**、調査結果によると、移行先として想定されている**県防災行政デジタル無線(260MHz帯)**はアナログ方式のシステムの減少に対応した局数の増加が見られないことから、**実際の移行先は周波数再編アクションプランが想定しているシステムとは異なる可能性が示唆された**。今後、これらの実態を把握し、周波数再編アクションプランに反映していくことが重要であることから、次回以降の調査では設問を工夫する必要がある。」
- ※3 都道府県防災行政デジタル無線(260MHz帯)(陸上移動局・携帯局)についてはシステム単位で調査。



## 【システムの概要】

本システムは、都道府県、出先機関、市町村等との間で災害情報の収集・伝達を行うために利用されている。災害対策本部の置かれる都道府県庁とその出先機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村との間でネットワークが構成され、地域防災上の重要なシステムである。

6. 通常調査対象システム

公共業務用無線局調査の対象システムは除く

調査の別	電波利用システム	周波数再編アクションプラン（令和5年度版）における取組
システム 単位	公共ブロードバンド(基地局、携帯基地局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ V-High帯域（170～222MHz）については、放送用周波数の活用方策に関する検討分科会「V-High帯域における実証実験等の結果取りまとめ」（令和4年6月）及びデジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和3年8月）も踏まえ、200MHz帯公共ブロードバンド移動通信システム（公共BB）の周波数の拡張や、災害時に公共安全機関等が多点で情報共有を図ることが可能な狭帯域IoT通信システムの公共BBと他システムとのガードバンド等への導入について、共用条件や事業化動向等の調査・検討を進め、必要と認められれば令和6年度末までに技術的条件をとりまとめる。</li> <li>・ なお、公共BBについては、非常災害時等に通信が途絶したエリアにおいて通信機能を確保するため、その活用を図る。</li> </ul>
	公共ブロードバンド(陸上移動局、携帯局)	
	市町村防災行政同報無線(60MHz帯)(固定局)(公共用[国以外])	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村防災行政無線（60MHz帯（同報系に限る。））については、デジタル方式への早期移行等を推進する。推進にあたっては、令和4年度の電波の利用状況調査（714MHz以下）に係る電波の有効利用の程度の評価を踏まえ、令和6年度の調査方法を工夫すること等により、デジタル化にあたっての課題などの背景となる事情を確認・把握することに取り組む。</li> </ul>
	市町村防災行政同報無線アンサーバック付き(60MHz帯)(固定局)(公共用[国以外])	
	航空無線(120MHz帯)(航空局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ VHF帯の航空移動（R）業務用無線については、将来空飛ぶクルマの普及等による通信需要の増加により、周波数のひっ迫が深刻化することが想定される。このため、令和4年度の電波の利用状況調査（714MHz以下）に係る電波の有効利用の程度の評価を踏まえ、免許人による無線設備の導入及び更新計画に配慮しつつ、通信需要のひっ迫が想定される地域等に対してあらかじめ狭帯域化のチャンネル配置（チャンネルプラン）の検討を行う。具体的には、令和7年度の大阪・関西万博において運航が計画されている空飛ぶクルマへの適用を念頭に、令和5年度以降、関係事業者との調整を進める。</li> </ul>
	航空管制用無線(120MHz帯)(航空局)	
	市町村防災行政無線(150MHz帯)(固定局)(公共用[国以外])	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村防災行政無線（150MHz帯）については、周波数移行の状況を定期的に確認し、機器の更新時期に合わせてデジタル方式（260MHz帯）への移行を推進する。</li> <li>・ また、自治体の意向を踏まえつつ、公共安全モバイルシステムの活用についても検討する。</li> </ul>
	市町村防災行政無線(150MHz帯)(基地局・携帯基地局)(公共用[国以外])	



調査の別	電波利用システム	周波数再編アクションプラン（令和5年度版）における取組
システム 単位	アナログ列車無線(150MHz帯)(固定局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>150MHz帯を使用する列車無線については、首都圏における過密ダイヤに伴う列車の安全性、輸送効率の向上への関心の高まりから、高度化が望まれているとともに、長波帯を使用する誘導無線（高周波利用設備）からの移行需要があることから、消防無線の移行後の跡地等も使用し、アナログ方式からデジタル方式（150MHz帯）へ早期の移行を推進する。</li> </ul>
	アナログ列車無線(150MHz帯)(基地局・携帯基地局)	
	公共業務用テレメータ(60MHz帯)(公共用[国以外])	<ul style="list-style-type: none"> <li>60MHz帯テレメータは、他の無線システムへの移行が進展しており、引き続き移行状況について調査を行う。</li> <li>防災関係機関相互の通信に用いられる150MHz帯防災相互波については、防災関係機関で構成される非常通信協議会において、その代替となる通信手段としての公共安全モバイルシステムの活用の可能性について引き続き検討を行う。</li> </ul>
	防災相互波(150MHz帯)(公共用[国以外])	
	公共業務用ヘリテレ連絡用(公共用[国以外])	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘリテレ連絡用（400MHz帯）及び気象用ラジオロケット（400MHz帯）は、デジタル方式の導入に向け令和4年度から令和6年度まで技術試験を実施し、デジタル方式の導入に資する技術的条件等の取りまとめを行う。</li> </ul>
	気象援助用無線(400MHz帯)(公共用[国以外])	
	マリンホーン(350MHz帯)(携帯基地局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域的な偏在や無線局数の減少傾向を踏まえ、令和4年度に移行を完了した。</li> </ul>
	市町村防災行政無線(400MHz帯)(固定局)(公共用[国以外])	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村防災行政無線（400MHz帯）については、周波数移行の状況を定期的に確認し、機器の更新時期に合わせてデジタル方式（260MHz帯）への移行を推進する。</li> <li>また、自治体の意向を踏まえつつ、公共安全モバイルシステムの活用についても検討する。</li> </ul>
	市町村防災行政無線(400MHz帯)(基地局・携帯基地局)(公共用[国以外])	
	タクシー無線(400MHz帯)(基地局・携帯基地局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>アナログ方式のタクシー無線については、通信の高度化及び周波数の有効利用を図るため、アナログ方式からデジタル方式や他システムへ早期の移行を推進する。</li> </ul>
	アナログ地域振興用MCA(400MHz帯)(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>アナログ方式の地域振興用MCAについては、通信の高度化や周波数の有効利用を図るため、アナログ方式からデジタル方式や他システムへ早期の移行を図る。</li> </ul>
	防災相互波(400MHz帯)(公共用[国以外])	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災関係機関相互の通信に用いられる400MHz帯防災相互波については、防災関係機関で構成される非常通信協議会において、その代替となる通信手段としての公共安全モバイルシステムの活用の可能性について引き続き検討を行う。</li> </ul>